

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年9月28日
【会社名】	リアルコム株式会社
【英訳名】	Realcom Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 市瀬 厚
【最高財務責任者の役職氏名】	取締役CFO 山本 融
【本店の所在の場所】	東京都品川区東品川2-2-4 天王洲ファーストタワー5F
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役市瀬厚及び取締役CFO山本融は、当社グループ（当社及び連結子会社）の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について(意見書)」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しています。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当連結会計年度の末日である平成24年6月30日を基準日として行われており、評価にあたっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を実施いたしました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社並びに連結子会社1社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。なお、連結子会社1社については、平成23年11月29日に株式交換により当社の連結子会社となっておりますが、金額的及び質的影響の重要性が高く、全社的な内部統制を評価した上で、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しております。また、前連結会計年度において連結の範囲に含めていた子会社1社については、金額的及び質的重要性の観点及び当社持分について当連結会計年度内にすべて譲渡したことにより、全社的な内部統制の評価範囲に含めていません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、連結ベースの連結売上高の概ね3分の2を占める事業拠点を評価の対象としました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及び仕入、棚卸資産、売上原価に至る業務プロセスを評価の対象としております。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点を含めた範囲について、財務報告への影響を勘案して、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測・評価を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスを個別に評価対象に追加しております。

3【評価結果に関する事項】

上記評価手続の結果、下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高く、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。したがって、当連結会計年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効でないと判断しました。

記

1. 当社の決算・財務報告プロセスに係る内部統制について、次の通り不備が認められました。

期中の株式交換実施により、連結決算の処理につき期中に実施した株式交換に伴う会計処理について「企業結合に関する会計基準」の取得の会計処理に誤りがあり、第2四半期報告書及び第3四半期報告書において訂正を行いました。これは企業再編等の非定型的な事案における会計処理の誤謬を防止及び発見するチェック体制が十分に機能していなかったことによるものであります。平成24年8月23日に各訂正四半期報告書を提出しており、現時点では訂正が完了しております。

これらの不備が事業年度末までに是正されなかった理由は、事業年度末近くで発見されたものであり、是正する時間的猶予がなかったためであります。

2. 期中の株式交換により取得した当社連結子会社であるWNB株式会社において、全社的な内部統制、業務プロセスに係る内部統制に以下のとおり不備が認められました。

全社的な内部統制については、規程類の整備を行い、当該連結子会社の役職員に対して周知したものの、徹底するには至らず、結果、モニタリング及び承認プロセスが有効に機能したと評価することができない事象が見受けられました。

重要な影響を及ぼす事項は以下のとおりです。

() 連結子会社WNB株式会社において、メガソーラー事業の開発・運営を目的とする合弁会社の設立にあたって、当社及び同社の取締役会への事前報告及び承認手続きを経ずに当該合弁会社の設立が行われていたことが判

明しました。また、当該合併会社は関係会社に該当しますが、関係会社設立に際して必要とされる事業計画の作成・検討、合併パートナーとの株主間契約の協議・検討、また、役員候補等の関連当事者の信用調査を行っていませんでした。当該取引については、手続きに瑕疵があったことから、合併解消を進めた結果、現時点では出資金を全額回収するとともに役員の兼任を解消しております。

- () 関連当事者間取引として、2,500千円と金額的重要性が低い取引ではありますが、会社との利益相反取引に係る取締役会の承認決議を経ずに貸付が行われていました。当該貸付に関しては、手続きに瑕疵があったことから、全額返済を要請し、現時点では残高はありません。

業務プロセスに係る内部統制については、販売プロセス・購買プロセスにおいて適正な収益及び費用計上に必要な証憑書類の入手が徹底されておらず、また受注・発注に必要な契約内容の検討及び承認手続の運用も不十分となっております。また、棚卸管理プロセスについても在庫受払いの管理が適切に行われていませんでした。

これらの不備が事業年度末までに是正されなかった理由は、株式交換が期中に行われたため内部統制の構築、整備が遅れたこと及び当該取引実施後に発見ないし取締役会に報告されたため是正する余地がなくなったこと、また、新規に立ち上げた事業におけるビジネス及び経理の知識・経験を有した者を当該手続きに従事させることができなかったためであります。

なお、監査人より指摘された複数の誤謬や会計処理の遅延は、最終的にはいずれも適切に処理しており、連結財務諸表及び財務諸表に及ぼす影響はありません。

内部統制の整備及び運用の重要性は認識しており、当社グループとして、全社統制、業務プロセス、決算・財務報告プロセスにおいて、統制環境の改善、体制の強化、周知徹底を行ってまいります。

4 【付記事項】

付記すべき事項はありません。

5 【特記事項】

特記すべき事項はありません。